

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、消防法の規定に基づく審査等の手数料の金額を改める必要があることから、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成 12 年葉山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 36 の項第 3 号中「530,000 円」を「570,000 円」に改め、同項第 4 号中「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に改め、同項第 5 号中「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に改め、同項第 6 号中「5,750,000 円」を「5,930,000 円」に、「7,250,000 円」を「7,470,000 円」に、「10,700,000 円」を「10,900,000 円」に改め、同表 48 の項第 3 号中「410,000 円」を「420,000 円」に、「540,000 円」を「560,000 円」に、「700,000 円」を「730,000 円」に、「920,000 円」を「960,000 円」に、「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に、「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に、「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に、「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に改め、同項第 4 号中「490,000 円」を「530,000 円」に、「630,000 円」を「680,000 円」に、「990,000 円」を「1,030,000 円」に、「1,310,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,720,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,320,000 円」を「3,430,000 円」に、「4,060,000 円」を「4,190,000 円」に、「4,650,000 円」を「4,800,000 円」に改め、同項第 5 号中「9,100,000 円」を「9,320,000 円」に、「12,400,000 円」を「12,600,000 円」に、「17,000,000 円」を「17,300,000 円」に改め、同表 50 の項第 1 号中「310,000 円」を「320,000 円」に、「430,000 円」を「460,000 円」に、「720,000 円」を「750,000 円」に、「960,000 円」を「1,020,000 円」に、「1,210,000 円」を「1,300,000 円」に、「2,950,000 円」を「3,150,000 円」に、「3,620,000 円」を「3,870,000 円」に、「4,170,000 円」を「4,460,000 円」に改め、同項第 2 号中「2,660,000 円」を「2,690,000 円」に、「3,190,000 円」を「3,230,000 円」に、「4,790,000 円」を「4,830,000 円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法の規定に基づく審査等の手数料の金額を改めることとした。

## 2 内 容

「貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査」、「製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査」及び「特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査」についての手数料の金額を改めることとした。

## 3 施行期日

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
○葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号		○葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
36 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1) (略) (2) (略) (3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 570,000円 (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル	36 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1) (略) (2) (略) (3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 530,000円 (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル

未満の特定屋外タンク貯蔵所  
880,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キ  
ロリットル以上10,000キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,070,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キ  
ロリットル以上50,000キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,200,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キ  
ロリットル以上100,000キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,520,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000  
キロリットル以上200,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,780,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000  
キロリットル以上300,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
4,070,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000  
キロリットル以上400,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
5,340,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000  
キロリットル以上の特定屋外タンク  
貯蔵所 6,490,000円

未満の特定屋外タンク貯蔵所  
830,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キ  
ロリットル以上10,000キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,010,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キ  
ロリットル以上50,000キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,120,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キ  
ロリットル以上100,000キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,420,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000  
キロリットル以上200,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,660,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000  
キロリットル以上300,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
3,880,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000  
キロリットル以上400,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
5,100,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000  
キロリットル以上の特定屋外タンク  
貯蔵所 6,290,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,580,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,940,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タン

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,500,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タン

ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,260,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,930,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 7,470,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵

ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,140,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,350,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円

(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,750,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 7,250,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵

	所 <u>10,900,000円</u> (7) ~ (12) (略)		所 <u>10,700,000円</u> (7) ~ (12) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
48 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1) (略) (2) (略) (3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>730,000円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u> オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,090,000円</u> カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000	48 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1) (略) (2) (略) (3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000円</u> オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000円</u> カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000

キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,660,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,900,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が、1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
530,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
680,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,030,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,410,000円

キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,600,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が、1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
490,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
630,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
990,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
1,310,000円

	<p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,430,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000円</u></p> <p>(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u></p>		<p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>50 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,020,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,300,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,150,000円</u></p>	<p>50 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u></p>
--	--	--	--

	<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,870,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,460,000円</u></p> <p>(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,690,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,830,000円</u></p> <p>(3) (略)</p>		<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u></p> <p>(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,660,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,190,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,790,000円</u></p> <p>(3) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	